

京都市消防局訓令乙第13号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第11条中「，警防態勢の区分に応じ」を削る。

第18条中「，警防態勢の区分に応じ」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

部等の区分		主 な 任 務	
司	統	指令班	(1) 火災報知専用電話等による受付に関する事。
			(2) 部隊の出動等指令及び災害現場活動体制の確保に関する事。
			(3) 通信の運用及び統制に関する事。
			(4) 部隊に対する必要情報の連絡に関する事。
			(5) 命令等の伝達に関する事。
	作 戦 班		(1) 部隊運用に関する事。
			(2) 局本部長等への連絡に関する事。
			(3) 警防態勢の変更に関する事。
			(4) 非常召集に関する事。
			(5) 消防応援の要請に関する事。

制          長          令	情報処理班	(1) 災害情報等の集約及び必要情報の提供準備等に関すること。	
		(2) 高所カメラ等映像情報関係システムの運用に関すること。	
		(3) 関係機関等との情報連絡に関すること。	
		(4) 国及び京都府への速報に関すること。	
		(5) 震災対策支援システム等の運用に関すること。	
	情報処理班	(6) 毎日勤務の職員の勤務時間外における市災害警戒本部の事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 (ア) 各局への情報伝達 (イ) 被害情報の収集及び京都府への報告 (ウ) 報道機関等に対する対応 (エ) 防災危機管理室職員に対する連絡	
		消防救助班	(1) 災害防御対策に関すること。
			(2) 消防機械（航空機を除く。）及び消防器材（救急器材を除く。）に関すること。
			(3) 救助活動等に係る関係機関等との連携に関すること。
			(4) 他都市消防応援部隊との連絡及び調整に関すること。
救急班	(1) 救急対策に関すること。		
	(2) 救急器材に関すること。		
	(3) 保健福祉局及び医療機関との連携に関すること。		
	(4) 応急救護に関すること。		
	(5) 他都市消防応援部隊との連絡及び調整に関すること。		
	(1) 航空機の運航計画に関すること。		
	(2) 航空機の活動に関すること。		

部	航空班	(3) 航空機の整備に関すること。	
		(4) 臨時離着陸場の確保に関すること。	
	装備班	(1) 消防機械（航空機を除く。）及び消防器具の整備に関すること。	
		(2) 管理車両の提供に関すること。	
		(3) 消防機械（航空機を除く。）及び消防器材の輸送に関すること。	
	調整班	(1) 部内及び他部各班との連絡及び調整に関すること。	
		(2) 緊急消防援助隊等広域消防応援の運用に関すること。	
		(3) 応援調整指揮本部の設置及び運営に関すること。	
		(4) 他都市消防応援部隊誘導員の派遣に関すること。	
	管	本部室班	(1) 本部室の設置及び運用に関すること。
			(2) 対策会議に関すること。
			(3) 市災害対策本部との連絡及び調整に関すること。
(4) 局本部長の特命事項に関すること。			
広報庶務班		(1) 報道機関の対応に関すること。	
		(2) 消防広報に関すること。	
		(3) 渉外に関すること。	
		(4) 消防団に関すること。	
		(5) 財政措置に関すること。	
		(6) 食糧に関すること。	
理		補給保全班	(1) 消防機械，消防器材，燃料等の調達及び補給に関すること。
			(2) 庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。
	(3) 通信機器（無線機を含む。）の提供に関すること。		
	(4) 通信施設及びコンピュータ施設の被害状況の把握及び保全整備		

部		に關すること。
		(5) 緊急通行車両の確認に關すること。
	人 事 班	(1) 職員の勞務管理に關すること。
		(2) 職員の安全衛生に關すること。
		(3) 職員の応召状況の把握に關すること。
		(4) 局特設隊の編成に關すること。
(5) 被災職員の調査及び救援に關すること。		
(6) 京都市消防支援ボランティアに關すること。		
調 査 部	調 査 班	(1) 災害に關する記録のとりまとめ及び写真に關すること。
		(2) 事業所、文化財建造物等の被害状況の把握に關すること。
		(3) 火災予防対策に關すること。
	危 険 物 班	(1) 危険物災害等の災害現場活動に係る助言に關すること。
		(2) 危険物等の安全措置に係る指導に關すること。
		(3) 危険物施設等の被害状況の把握及び指導に關すること。
	市 民 班	(1) 自主防災組織及び自衛消防隊の活動に關すること。
		(2) 市民及び市内滞在者の避難状況等の把握に關すること。
		(3) 避難困難者に係る関係機関等との連携に關すること。
支 援 部	支 援 班	(1) 各部に対する支援活動の実施に關すること。
		(2) 人員の輸送に關すること。
技 術 班	(1) 災害防御対策に係る技術支援に關すること。	
	(2) 火災に係る物件の鑑識に關すること。	
		(1) 毎日勤務の職員の勤務時間外における市災害対策本部が設置されるまでの間の事務のうち、次に掲げる事項に關すること。 (7) 市災害対策本部の各部、防災関係機関等への情報伝達

市災害対策本部班	(イ) 市災害対策本部用の被害情報の収集 (ウ) 市災害対策本部長への被害状況の報告 (エ) 報道機関等に対する対応 (オ) 市災害対策本部長の特命事項
----------	---

別表第3を次のように改める。

別表第3（第18条関係）

班の区分	主  な  任  務
警 防 班	(1) 災害防御対策に関すること。
	(2) 救急対策に関すること。
	(3) 救助活動等に係る関係機関等との連携に関すること。
	(4) 災害情報等の収集及び連絡に関すること。
	(5) 非常召集に関すること。
	(6) 特設隊の編成に関すること。
	(7) 消防機械（航空機を除く。以下同じ。）及び消防器材に関すること。
	(8) 関係機関，医療機関等との連携に関すること。
	(9) 応急救護に関すること。
	(1) 消防機械，消防器材，燃料等の補給に関すること。
	(2) 庁舎の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。
	(3) 消防機械及び消防器具の整備に関すること。
	(4) 通信施設及びコンピュータ施設の被害状況の把握及び保全整備に関すること。
	(5) 緊急通行車両の確認に関すること。
	(6) 報道機関の対応に関すること。

支 援 班	(7) 消防広報に関すること。
	(8) 職員の労務管理に関すること。
	(9) 職員の安全衛生に関すること。
	(10) 職員の応召状況の把握に関すること。
	(11) 被災職員の調査及び救援に関すること。
	(12) 京都市消防支援ボランティアに関すること。
	(13) 他都市消防応援部隊の対応に関すること。
	(14) 消防団に関すること。
	(15) 署本部長の特命事項に関すること。
調 査 班	(1) 災害に関する記録のとりまとめ及び写真に関すること。
	(2) 事業所、文化財建造物等の被害状況の把握に関すること。
	(3) 火災予防対策に関すること。
	(4) 危険物災害等の災害現場活動に係る助言に関すること。
	(5) 危険物等の安全措置に係る指導に関すること。
	(6) 危険物施設等の被害状況の把握及び指導に関すること。
	(7) 自主防災組織及び自衛消防隊の活動に関すること。
	(8) 市民及び市内滞在者の避難状況等の把握に関すること。
	(9) 避難困難者に係る関係機関等との連携に関すること。
区災害対策本部班	(1) 区災害対策本部との連携に関すること。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。